

軽自動車オフロード倶楽部会則

第1章 名称及び組織

第1条 当会は軽自動車オフロード倶楽部と称する。

第2条 当会は軽自動車オフロード倶楽部の会員を以って組織し、その会員資格は年度末更新とする。

第2章 目的

第1条 当会は軽自動車によるオフロード耐久レースの主催及び参加を目的とする。

第2条 当会は友情・親善・相互理解の絆によって会員の融和を図ることを目的とする。

第3章 事業

第1条 当会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 軽自動車オフロード耐久レースの主催をすること。
- (2) 軽自動車オフロード耐久レースのルールならびにマナーに関すること。
- (3) この会を通じて、健康で豊かなモータースポーツを広げること。
- (4) その他、当会の目的を達成するために必要な事項。
- (5) その他、必要に応じて講習会及び説明会を開催すること。

第4章 役員及び任期

第1条 当会の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 技術委員長 2名 コース委員長 1名
計時委員長 1名 会計監査 1名 事務局長 1名
相談役 1名

- (1) 会長は役員会にて選出する。
- (2) 会長が必要と認めたとき、各役員の前を代理を選任することが出来る。
- (3) 各役員は役員を兼務する事もある。
- (4) 役員の前は2年とする。

第5章 役員の前

第1条 会長は当会の最高執行者となり、全ての会合を主宰する。

第2条 副会長は会長を補佐し、会長が何らかの理由により前々の遂行が不可能になった場合は会長と同等の前を持って会長の前を代行する。

第6章 会議

第1条 当会は次の会議を持つものとする。

総会・定例会議

- (1) 総会は、年1回開催する。
- (2) 役員定例会議は競技開催日に開催する。
- (3) 会長が必要と認めた時、または役員の前以上の要求があった時にはこれを召集する。

第7章 会計

第1条 当会の経費は、全会員の出す入会金と年会費及び活動上の収入によって賄われる。

第2条 当会の会計の事は事務局が受け持つ。

第8章 雑則

第1条 この要綱に定めるものの他、必要事項は会議で決める。

第9章 退会及び除名

第1条 いかなる会員も本会から退会することが出来る。

- (1) 本会則に反した場合は、役員会の前により除名するものとする。
いずれの場合も、入会金・年会費の前は行わない。